



公 告 第 4 7 3 号

健康保険法第47条第1項第2号に規定する任意継続被保険者の標準報酬月額を定めたので、下記のとおり公告する。

令和2年2月3日
三重県農協健康保険組
理事長 北川俊



記

1. 平均標準報酬月額

329,032 円

*令和元年9月30日時点の当組合全被保険者の平均標準報酬月額

2. 任意継続被保険者標準報酬月額の上限

【標準報酬月額等級】第23級

【標準報酬月額】320,000 円

*令和元年度と変更なし

3. 適用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

以上